

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

準備書面(4)

平成29年8月30日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之
外

1. 本件原発が北朝鮮のミサイルに攻撃される可能性

(1) 北朝鮮が本件原発をミサイルにより攻撃する可能性は高い。その理由は以下のとおりである。

①原発を通常弾道ミサイルで攻撃することの恐ろしさ、威力は世界の常識であること(だからこそ「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)」(以下、ジュネーヴ条約追加議定書という)56条1項によって禁止されている)。(なお、債務者はジュネーヴ追加議定書によって禁止されているから北朝鮮は原発を攻撃しないかのごとき主張をしているが、それは刑法で窃盗が禁止されているから悪人も窃盗をしないはずだと言うに等しい。テロリストや独裁者等の無法者には法律は通用しない。特に強制執行方法のない国際法では然りであ

る。)

- ②北朝鮮もそれ（原発を通常弾道ミサイルで攻撃することの威力）をよく知っていること。朝鮮労働新聞（疎甲39号証）においてもミサイルで日本の原発が攻撃されれば、「日本の20世紀40年代に負った核惨禍」（広島，長崎の原爆，水爆）よりもひどい損害を日本がこうむる」と脅している。
- ③本件原発は北朝鮮から他の日本の原発より近く，首都平壤からわずか約900kmであり，発射後数分で着弾すること。
- ④本件原発は北朝鮮方面に開くような形の敷地に展開しており，狙いやすいこと。
- ⑤若狭湾沿いには本件原発を含む11機の原発が並んでいて，狙う意欲を誘発すること。
- ⑥現在，日本で動いている原発はわずか5機で本件原発はそのうちの2機である。稼働している原発の方が攻撃効果が高いので狙われやすいこと。
- ⑦本件原発を攻撃すれば，それによる重大事故は関西経済圏及び琵琶湖に及び日本に致命的損害を与えるので，北朝鮮が狙う欲求に駆られやすいこと。

(2) 原発に要求される安全目標

原子力規制委員会によれば，原発に要求される安全目標は， 10^{-4} または 10^{-5} という（疎甲第77号証「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」抜粋 原子力規制委員会作成）。すなわち一機につき1万年または10万年に1回しか起きないような事象（例えば巨大津波，巨大地震）に遭っても重大事故を起こさないような安全度の設計をせよということである。原発に要求される安全度とはかくも高度なのである。通常の危険施設（石油備蓄タンク，化学工場，花火工場，大型ダムなど）に要求される安全度とは桁違ひ。それは原発重大事故の被害が空間的にも時間的にも無限定で桁違ひに大きく深刻だからである。国を亡ぼすほどの危険があるからである。

特にミサイル攻撃というのは故意によるものである。故意行為が発生する確率を計算することは極めて困難なことである。しかし、昨今の緊迫した情勢からするとそれは1万年もしくは10万年に1回というような巨大地震や津波よりもはるかに発生確率が高いことは確実である。

我が国の存亡を独裁者の恣意や狂気（金正恩は米国を際限なく挑発し、国連安保理決議を無視し、ナンバー2と言われた叔父を含む政権幹部をいきなり処刑している—公知の事実）に委ねることは許されない。本件原発を稼働したままにしておくことは「撃てるものなら撃ってみろ」と隣国の独裁者を挑発しているようなものである。まして、我が国の政府はこの隣国の独裁者が連発するミサイルによる脅威を公式に認定し、破壊措置命令を常時発令としているのである。このような超緊張状態下でこのような挑発を継続することはミサイル攻撃の可能性を益々高めるものなのである。

国家の安全保障は「万が一」の事態をも想定して行わなければならない。原発重大事故は「万が一」にも起きてはならない（伊方原発最高裁判決平成4年10月29日民集46巻7号1174頁）。本件原発が北朝鮮ミサイルに攻撃される確率は「万が一」をはるかに超えている。よって、それに備えて本件原発を停止しておくべきことは極めて明らかである。

2. 新たなミサイル（ICBM）発射

本件裁判の第1回審尋期日の翌日（本年7月28日）午後11時42分頃、北朝鮮は新たにミサイルを発射した。ICBM（大陸間弾道弾）としては2回目である。それは、約45分間飛行し、高度は3,500km（日本国土の全長より長い）、飛行距離は約1,000kmのロフテッド軌道を取り、日本領土たる奥尻島のわずか150kmに落下した。軌道が通常軌道をとったとすると、最大射程は5,500km～10,000km（ニューヨークも射程に入る）に達し、米国本土を射程に収めた可能性があると考えられる。

これに対し、日、米、韓は警告や抗議を繰り返すだけであり有効な手が打てず手詰まりの状態で緊張の度は強まるばかりである。(疎甲第68号証の1～6)。

3. 新たかつ深刻なる脅迫

北朝鮮の朝鮮人民軍戦略軍は本年8月8日付声明で米軍基地のあるグアムをミサイルで包囲射撃することを検討中と発表し、続いて北朝鮮はそのミサイルは島根県、広島県、高知県の上空を通過すると警告した。なぜか伊方原発のある愛媛県は指名から除かれていた。しかし、防衛省は上記4県にある自衛隊基地に迎撃ミサイルPAC3を移動させた。ただし、PAC3の射程は僅か約20kmなので伊方原発や本件原発の防衛には寄与しない。

北朝鮮のグアム攻撃示唆はトランプ大統領を激昂させ「炎と怒りに直面する」との過激な発言となった。北朝鮮はそれに強く反発し、脅し合いは止まるところを知らない。衝動的な軍事行動に対する危惧が高まっている。

また、日本に対しても北朝鮮は「決心さえすれば一瞬で(日本を)焦土化できる」と脅している(疎甲第68号証の1乃至疎甲第76号証の4)。

以上